

## 千葉労働局公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

作成：令和5年8月1日

改定：令和6年8月6日

### 1 投稿内容

千葉労働局では、千葉労働局に関連する情報や厚生労働省が取り組む施策などについて、随時発信していきます。

	アドレス
X (旧 Twitter)	<a href="https://x.com/chibaroudoumhlw">https://x.com/chibaroudoumhlw</a>
YouTube	<a href="https://www.youtube.com/@user-rl3cd3rd2y">https://www.youtube.com/@user-rl3cd3rd2y</a>

### 2 運用管理者

千葉労働局雇用環境・均等室とします。

### 3 注意事項

- (1) 各アカウントへのコメント等への返信等は原則として行いません。ご意見・お問い合わせについては、千葉労働局ホームページの「国民の皆様の声」において受け付けています。

「国民の皆様の声」

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou12/chiba-roudoukyoku-goiken>

- (2) 以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコメントや、下記項目に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。また、コメントの状況に応じて、各アカウントにおいてコメント欄を予告なく非表示とする場合があります。

- 法令に反する場合またはそのおそれがある場合
- 公序良俗に反する場合
- 犯罪行為等を誘発または助長する場合
- 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合
- 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合
- 著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的財産権を侵害する場合
- 営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としている場合
- 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合

- 人種・思想・信条等の差別を助長する場合
- 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合
- 同一内容または内容が似通っている場合
- 他の利用者、第三者等になりすました場合
- 千葉労働局の発信する内容に関係のない場合
- 各ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規約に反する場合
- その他、各アカウントの運営上、不適切と判断した場合及びこれらの内容を含むホームページへのリンク等

(3) ユーザーのブロックについて

上記3(2)に該当するコメントを投稿するユーザーは、各アカウントへのコメントをブロックする場合があります。当ページの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。

(4) お使いのブラウザの種類など、閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めないなど、閲覧に支障が出る場合があります。

4 運用方針の変更

この「運用方針」は、事前に告知なく変更する場合があります。

5 知的財産権

各アカウントに掲載されている、写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は千葉労働局または正当な権利を有する者に帰属します。各アカウントの掲載記事に対する「フォロー」、「ポスト」、「いいね!」及び「シェア」の機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

6 免責事項

各アカウントに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が各アカウントの情報を用いて行う一切の行為については、千葉労働局は何ら責任を負うものではありません。各アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、各アカウントに関連して生じた利用者との間のトラブルまたはその被った損害については、千葉労働局は責任を負いかねますのでご了承ください。コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは千葉労働局に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、千葉

労働局に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。上記のほか、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についても千葉労働局は一切の責任を負いません。

#### 7 他のソーシャル・ネットワーキング・システムについて

本運用方針は、「1 投稿内容」に記載するアドレスの各アカウントに適用するほか、千葉労働局が運用する他の SNS アカウントについても、本運用方針に準じて運用することとします。千葉労働局が運用するアカウントについては厚生労働省ホームページ「厚生労働省が運用するアカウント一覧」内でお示しします。

「厚生労働省が運用するアカウント一覧」：<https://www.mhlw.go.jp/stf/SNSpage.html>